

令和7年第6回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

令和7年6月10日（火）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 中野 栄

2番 根本 博

3番 三須 清一

4番 正木 善昭

5番 大井 栄一

6番 森 茂

7番 森田 修

8番 川村 泉治

9番 大炊 三枝子

4. 欠席委員

10番 染谷 智毅

5. 出席農地利用最適化推進委員

相馬 英里

香取 典男

田口 忠

花島 啓介

小池 長男

長島 操

森田 圭一

6. 出席事務局職員

次長 鈴木 光一

主任 片桐 圭悟

主査 富塚 隆則

7. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条について

議案第2号 農地法第5条について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）について

報告事項

報告第1号 農地法第4条（届出）について

報告第2号 農地法第5条（届出）について

報告第3号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）について

三須清一会長 皆さんこんにちは。

本日はお忙しい中、総会への出席ご苦労様です。

5月28日、渋谷公会堂で行われました「令和7年度全国農業委員会会長大会」に私と鈴木次長で出席してきました。

また、令和7年第2回我孫子市議会定例会において、農業委員会会長に就任した旨議員の皆様にあ挨拶してきましたことをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから令和7年第6回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第18条第2項の規定により、

4番 正木 善昭委員

5番 大井 栄一委員をお願いいたします。

次に本日の書記には、事務局職員の富塚主査を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第3号までの合計3議案についてです。

議案第1号「農地法第3条について」1件、議案第2号「農地法第5条について」2件、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告について」（一括契約）7件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号、農地法第3条について、次のとおり許可申請があったので審議を求める。

提出日 令和7年6月10日、我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をいたします。

議案資料も1ページからとなります。

議案第1号の申請地は、〇〇〇地先の畑3筆、合計面積は1,708平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北西側約350メートルと1,400メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の4ページをご覧ください。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇の方です。

自宅から近く効率的に耕作できるため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第1号について、調査結果を報告します。

第2調査会で受人及び代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地面積は、自作地のみ約2.93ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間260日、長男も260日、次女も260日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

経営農地は全て効率的に耕作をしていて、常時従事要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第1号「農地法第3条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号、農地法第5条について、次のとおり許可申請があったので審議を求める。

提出日 令和7年6月10日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をいたします。

議案資料は12ページからとなります。

議案第2号、整理番号1番の申請地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は832平方メートルの所有権を移転するものです。

転用目的は、車両置場になります。

所在地は〇〇〇〇〇〇〇の北西側約400メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の13ページをご覧ください。

受人は〇〇〇〇〇〇〇の方で、渡人は〇〇の方です。

計画地は、障害物もなく平坦地で道路に接していることから埋め立ても必要ないため、車両置場として適しています。

土地造成については、全面砂利敷きで、農地との境界にはブロック 3 段を設置します。

雨水は敷地内に自然浸透させます。

事業に係る経費は土地代を含めて、〇円で全額自己資金で賄う計画で、金融機関の残高証明書で確認しています。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第 2 調査会長から調査結果についての報告をお願いいたします。

大井栄一調査会長 議案第 2 号整理番号 1 番について、調査結果を報告します。

第 2 調査会で双方の代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

現地調査では、平坦地で盛り土、切土もなく、雨水は敷地内浸透処理し、隣接する農地には影響ないことを確認しました。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と判断しました。

農地法第 5 条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第 2 調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 2 号整理番号 1 番の「農地法第 5 条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1番については、原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号整理番号2番「農地法第5条について」審議したいと思います。
事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案の説明をいたします。

議案資料は32ページからとなります。

議案第2号整理番号2番の「農地法第5条の規定による許可申請について」説明いたします。

申請地は、〇〇字〇〇地先の地目畑2筆、合計面積は1,054平方メートルの所有権の移転をするもので、太陽光発電施設の設置になります。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南東側約600メートルに位置しています。
位置図は、議案資料の33ページをご覧ください。

受人は株式会社ES-MIRAIで、渡人は〇〇〇〇〇の方です。

計画する太陽光発電施設は、パネル板156枚、パワーコンディショナー10台を設置し、49.5キロワットを発電するものです。

土地造成については、現状のままで利用できる状態のため、切土や盛土は行いません。

雨水は敷地内に自然浸透させ、設備周囲はフェンスで囲います。

隣接農地に対しては、土留め等により雨水、土砂が流出しないよう留意します。

また、令和7年4月10日に周知標識を設置したところ、1件の意見をいただき、前向きに回答いたしました。

今後意見や問い合わせ等があった場合にも、真摯に対応します。

事業に係る経費は土地代を含めて、〇円で、全額自己資金で賄う計画で、金融機関の預金残高証明書で確認しています。

また、小売電気業者「株式会社エコスタイル」への売電は20年固定で1キロワット当たり税抜き〇円です。

電力会社への申し込みが済みであり、経済産業省への登録も完了しています。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第2号整理番号2番について、調査結果を報告します。

第2調査会で代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

申請地は、太陽光発電施設を計画する要素である障害物もなく平坦地で道路に接しているため、設置が容易であり、埋め立ても必要ないことから太陽光発電事業用地として適しています。

当該地についての現地調査での立地基準は、「宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設、又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に近接している区域内にある農地で、市街地から500メートル以内であることから、農地区分は「第2種農地」と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第2調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第2号整理番号2番「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号2番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について審議します。

なお、整理番号3番については○委員が関係者となっております。

○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」次のとおり、促進計画案について審議を求める。

提出日 令和7年6月10日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は59ページからとなります。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）は、7件です。

整理番号1番、賃貸借権を新規設定する農地は、○○○地先の地目田3筆、合計面積は6,521平方メートルです。

受人は○○○○○○の農業者で、渡人は○○の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米○キログラムです。

整理番号2番、賃貸借権を新規設定する農地は、○○○地先の地目畑1筆、面積は1,200平方メートルです。

受人は○○の農業者で、渡人も○○の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積で、ねぎ○円相当額物納です。

整理番号3番、賃貸借権を新規設定する農地は、○○字○○○地先の地目田1筆、

面積は 2,141 平方メートルです。

受人は株式会社中野ファームで、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 5 年間、借賃は全面積でコシヒカリー等米〇キログラムです。

整理番号 4 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇地先の地目田 4 筆、〇〇〇地先の地目田 2 筆、合計面積は 15,424 平方メートルです。

受人は〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇キログラムです。

整理番号 5 番、使用貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目畑 2 筆、合計面積は 1,599 平方メートルです。

受人は帝人ソレイユ株式会社で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 5 年間、借賃は無償です。

整理番号 6 番、使用貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目畑 2 筆、合計面積は 990 平方メートルです。

受人は帝人ソレイユ株式会社で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は無償です。

整理番号 7 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目畑 4 筆、合計面積は 3,919 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は 5 年間、借賃は 10 アール当たり〇円です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第 2 調査会長から議案第 3 号の調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第 3 号について、調査結果を報告します。

整理番号 1 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 16.51 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 300 日で、父も 300 日、母が 200 日、妻が 30 日、祖母も 30 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 2 番の受人の経営耕地面積は、自作地のみ約 1.44 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 290 日で、妻が 260 日、子が 12 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 3 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 57.13 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 280 日で、妻が 300 日、子が 280 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 4 番の受人の経営耕地面積は、自作地のみ約 4.09 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 250 日、妻が 200 日、母が 30 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 5 番、6 番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約 1.86 ヘクタールで、農業従事日数は、スタッフ 23 人の年間平均日数は約 197 日です。

トラクター、乾燥機、管理機等を揃えています。

整理番号 7 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 4.1 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 300 日で、妻が 100 日、父が 300 日、母が 280 日、祖母が 60 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 2 調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項 2 号、3 号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって「意見なし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について質疑に入ります。

整理番号 1 番・2 番及び、整理番号 4 番から 7 番について、ご意見のある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について、整理番号1番・2番及び、整理番号4番から7番について、「意見なし」とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、整理番号1番・2番及び整理番号4番から7番について、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

次に、整理番号3番について質疑に入ります。

なお、○委員が関係者となっております。

先ほど申しましたとおり、○委員は農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので退出していただきます。

（○委員退出）

整理番号3番について、ご意見のある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について、整理番号3番について、「意見なし」とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、整理番号3番について、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

○委員を入室させてください。

(○委員入室・着席)

続いて報告事項に移ります。事務局報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

報告は第1号から3号までの3件です。

報告第1号は「農地法第4条の規定による届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。

届出事由は、駐車場が1件、共同住宅が1件です。

報告第2号は「農地法第5条の規定による届出に対する専決処分について」で、8件受理しました。

届出事由は住宅が5件、住宅用地が1件、宅地造成が1件、分譲住宅が1件です。

報告第3号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、1件受理しました。

届出事由は、相続です。

以上です。

三須清一会長 報告第1号から3号について、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第6回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。